

介護保険住宅改修制度の適正な利用について

1. 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

(第 14 回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(H10. 8. 24))

以上のことから、住宅改修は高齢者の自立支援のために効果が期待できるものについてのみ対象となります。また、金額についても必要最低限の改修に通常要する費用を勘案し、住宅改修費の支給限度額は 20 万円、保険給付の額は 18 万円（2 割負担の場合は 16 万円）に設定されています。

2. 住宅改修の適正な利用のために配慮すべきポイント

(1) 工事の必要性

介護保険制度を利用するため、介護支援専門員、事業者、それぞれが専門的な観点から、利用者の自立を支援するために必要な住宅改修の内容を検討します。

(2) 利用者への説明

他の介護保険サービスと同様、制度利用にあたり、介護支援専門員、事業者は利用者に対し住宅改修の内容について十分に説明する必要があります。

利用者や家族が希望しても、自立を支援する観点から、必要性が低いものについては現時点では無理に改修する必要があることを説明します。

(3) 適正価格

限度額は一律 20 万円であるため、利用者の心身状態の変化に合わせた追加の改修にも対応できるよう適正価格での施工が求められます。

3. 住宅改修の視点と流れ

(1) 利用者及び家族の生活全体の把握

現在どのような問題が発生しているのか、本人・家族それぞれの生活状態を確認し

ます。

(2) 生活動線の確認

現在の生活動線を確認し、これからの生活動線の検討・提案を行ってください。本人も家族も高齢になり今までできていたことができなくなるにつれ、現在の生活動線の再構築が必要となります。

(3) 本人及び家族の希望の確認

住宅改修を行うことによって本人及び家族がどのような状態になることを望んでいるのか、希望を確認します。

(4) 生活動線上の片付けや家具等の配置換え及び福祉用具利用の視点を必ず持つ

① 住み方の工夫

居室を変更したり、後片付けをしたり、ベッドや家具の配置換えを検討します。

② 福祉用具の利用

住宅改修と福祉用具のセットで検討します。同じ段差の解消でも福祉用具による解消、住宅改修による解消等方法が複数ある場合があります。

(5) 介護者の確認

日頃どのように介護しているのか、介護負担がどの程度あるのかを確認します。

(6) 改修規模と費用の確認

見積金額が適正か否かを確認するためにも、複数業者から見積もりを取ることが望ましいです。